

虐待防止に関する基本方針

株式会社アポケアとやま

株式会社アポケアとやま（以下、「法人」という。）は、利用者に対してより良い福祉サービスの提供を実現するために、法人が運営するすべての事業所及び施設（以下、「事業所等」という。）における虐待を防止することを目的として、本方針を定める。

1. 基本的考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止、予防及び早期発見を徹底するため本方針を定め、全ての職員は本方針に従い、業務にあたることとする。

2. 本方針における虐待の定義

本方針における虐待とは、以下を言う。

- (1) 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄放任
意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待
利用者にワイセツな行為をすることまたは利用者にワイセツな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待
本人の同意なしに金銭を使用するまたは本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置

(1) 設置の目的

法人は虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会を組織的に機能させるための責任者（以下、「責任者」という。）を事務長とし、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、「担当者」という。）を事業所等の管理者とする。

なお、委員会は、事業所等を横断的に網羅するとともに身体拘束等適正化委員会と一体的に設置、運営する。

- (2) 委員会の構成
委員会は管理者会議メンバーを委員とする。ただし、必要に応じて他の職員も出席することができる。
- (3) 委員会の開催
委員会は、責任者の招集により、年間計画に基づき3ヶ月に1回以上、定期的を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。
- (4) 委員会の検討事項は次のとおりとする
 - ① 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
 - ② 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ③ 虐待または虐待が疑われる事案（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告及び適切に対応できる体制整備に関すること
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、関係機関への報告が迅速かつ適切におこなわれるための方法に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (5) 委員会での検討内容及び結果等については議事録その他の資料を作成するとともに、その内容について全ての職員に周知徹底を図る。
- (6) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行い、委員会を開催する。

4. 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生または発生した疑いがある場合は、速やかに法人内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 虐待が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合には、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、関係機関の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待等の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとする。
- (2) 虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し速やかに解決につなげるよう努める。
- (3) 法人内で虐待等が発生した場合は、速やかに担当者または責任者に報告し、事実関係を確認するとともに、速やかな解決につなげるよう努める。また、必要に応じて関係機関に通報する。
- (4) 必要に応じて事実を公表し、関係機関に説明を行う。
- (5) 職員への周知徹底については、虐待等の事案はその性質上、一概に共有されるべき情報とは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応するとともに、再発防止に努める。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて関係機関を案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、その内容を担当者または責任者に報告する。
- (2) 苦情相談の受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」により対処する。

9. 本方針の閲覧及び周知

本方針は、求めに応じていつでも閲覧ができるようにしておくとともに、法人ホームページ上で公表する。

<附則>

本方針は、令和3年7月12日から適用する。

本方針は、令和6年6月1日から適用する。

制定日：2021年7月12日

株式会社 アポケアとやま

代表取締役 藤井 明美